

<電気のご契約のご案内> お申込み前に、必ずご確認ください!!（裏面もあります）

電気事業法にもとづき当社の供給条件等について、ご説明いたします。

九電みらいエナジー株式会社とお客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・一般送配電事業者の定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます）の定めるところによります。詳細な内容（託送約款等は除く）は、当社HP（<https://www.q-mirai.co.jp>）でもご確認ください。



● 料金プランのご紹介（1年間の使用状況等をふまえ、ご希望の料金プランを選択ください）

基本プランS

- ・契約電流：30～60アンペア
- ・契約電流決定方法
：アンペアブレーカー

<料金プランの特徴>

- ◆ 単身やお二人でお住まいの世帯など電気ご使用量の少ないお客さま向けのプランです。
- ◆ 電力量料金単価は、3段階の設定です。

区 分		単位	単価（税込）
基本料金	30アンペア	1 契約	794円43銭
	40アンペア		1,059円24銭
	50アンペア		1,324円05銭
	60アンペア		1,588円86銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh	19円76銭
	120kWh超過300kWhまで		25円67銭
	300kWh超過分		28円01銭

JALでんきS

WAONプランS

dポイントプランS

- ・契約電流：30～60アンペア
- ・契約電流決定方法
：アンペアブレーカー

<料金プランの特徴>

- ◆ 単身やお二人でお住まいの世帯など電気ご使用量の少ないお客さま向けのプランです。
- ◆ 電気料金に応じて各種ポイントが貯まるプランです。（JALでんき：JALマイル、WAONプラン：WAONポイント、dポイントプラン：dポイント）
- ◆ 電力量料金単価は、3段階の設定です。

区 分		単位	単価（税込）
基本料金	30アンペア	1 契約	800円55銭
	40アンペア		1,067円40銭
	50アンペア		1,334円25銭
	60アンペア		1,601円10銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh	19円87銭
	120kWh超過300kWhまで		26円45銭
	300kWh超過分		28円62銭

基本プランM

- ・契約電流：30～60アンペア
- ・契約電流決定方法
：アンペアブレーカー

<料金プランの特徴>

- ◆ ご家族でお住まいの世帯など電気ご使用量の多いお客さま向けのプランです。
- ◆ 電力量料金単価は、2段階の設定です。

区 分		単位	単価（税込）
基本料金	30アンペア	1 契約	726円00銭
	40アンペア		968円00銭
	50アンペア		1,210円00銭
	60アンペア		1,452円00銭
電力量料金	最初の300kWhまで	1 kWh	23円73銭
	300kWh超過分		26円48銭

JALでんきM

WAONプランM

dポイントプランM

- ・契約電流：30～60アンペア
- ・契約電流決定方法
：アンペアブレーカー

<料金プランの特徴>

- ◆ ご家族でお住まいの世帯など電気ご使用量の多いお客さま向けのプランです。
- ◆ 電気料金に応じて各種ポイントが貯まるプランです。（JALでんき：JALマイル、WAONプラン：WAONポイント、dポイントプラン：dポイント）
- ◆ 電力量料金単価は、2段階の設定です。

区 分		単位	単価（税込）
基本料金	30アンペア	1 契約	740円52銭
	40アンペア		987円36銭
	50アンペア		1,234円20銭
	60アンペア		1,481円04銭
電力量料金	最初の300kWhまで	1 kWh	24円19銭
	300kWh超過分		26円99銭

（参考）東京電力エリアのアンペアブレーカーの色

アンペア ブレーカーの色	赤	桃	黄	緑	灰	茶	紫
契約電流 (アンペア)	10	15	20	30	40	50	60

基本プラン

- ・契約容量：6 kVA以上
- ・契約容量決定方法：契約主開閉器

<料金プランの特徴>

- ◆ 二世帯住宅やご家族の多い世帯など電気ご使用量の多いお客さま向けのプランです。

区 分		単位	単価（税込）
基本料金		1 kVA	242円00銭
電力量料金	最初の300kWhまで	1 kWh	23円73銭
	300kWh超過分		26円48銭

JALでんき

<料金プランの特徴>

- ◆ 二世帯住宅やご家族の多い世帯など電気ご使用量の多いお客さま向けのプランです。
- ◆ 電気料金に応じて各種ポイントが貯まるプランです。（JALでんき：JALマイル、WAONプラン：WAONポイント、dポイントプラン：dポイント）

区 分		単位	単価（税込）
基本料金		1 kVA	246円84銭
電力量料金	最初の300kWhまで	1 kWh	24円19銭
	300kWh超過分		26円99銭

WAONプラン

dポイントプラン

- ・契約容量：6 kVA以上
- ・契約容量決定方法：契約主開閉器

N（ナイト）プラン

- ・契約容量：3 kVA以上
- ・契約電流決定方法：アンペアブレーカーまたは契約主開閉器

<料金プランの特徴>

- ◆ オール電化住宅にお住まい、またはエコキュートなどの夜間蓄熱式機器をご使用のお客さま向けのプランです。
- ◆ 電力量料金単価は、時間帯区分（昼間・夜間）ごとの設定です。

区 分		単位	単価（税込）
基本料金		1 kVA	285円19銭
電力量料金	昼 間（7時～23時）	1 kWh	25円26銭
	夜 間（23時～7時）		17円72銭

JALでんき^{ナイト}

WAONプラン^{ナイト}

dポイントプラン^{ナイト}

- ・契約容量：3 kVA以上
- ・契約電流決定方法：アンペアブレーカーまたは契約主開閉器

<料金プランの特徴>

- ◆ オール電化住宅にお住まい、またはエコキュートなどの夜間蓄熱式機器をご使用のお客さま向けのプランです。
- ◆ 電気料金に応じて各種ポイントが貯まるプランです。（JALでんき：JALマイル、WAONプラン：WAONポイント、dポイントプラン：dポイント）
- ◆ 電力量料金単価は、時間帯区分（昼間・夜間）ごとの設定です。

区 分		単位	単価（税込）
基本料金		1 kVA	285円19銭
電力量料金	昼 間（7時～23時）	1 kWh	25円77銭
	夜 間（23時～7時）		17円77銭

<JALでんきについての注意事項>

- ◆ 電気料金（消費税等相当額、再エネ賦課金、延滞利息および郵送サービス料を除く）100円につき1 マイルを積算します。
- ◆ 2022年4月1日以降、「JALでんき」のご契約開始日を起算日として1年経過した翌々月までに、1契約につき1,000マイルを積算します。
- ◆ マイルの積算は、JALマイレージバンク会員で、かつ、電気のご契約者ご本人さまに限りです。
- ◆ お申込みは個人名義のお客さまに限りです。法人名義のお客さまはお申込みができません。

<WAONプランについての注意事項>

- ◆ 電気料金（消費税等相当額、再エネ賦課金、郵送サービス料、延滞利息等を除く）のお支払額100円につき2ポイントを積算します。
- ◆ 電子マネーWAONポイントは、イオンのお店などに設置されているWAONステーション、イオン銀行ATM（※一部除く）またはファミリーマートのFamiポートでお受取り（ダウンロード）いただけます。また、モバイルWAONの場合は、お手持ちの携帯端末でお受取りいただけます。お受取りいただいた電子マネーWAONポイントは、WAON（電子マネー）に交換してお買い物にご利用いただけます。
- ◆ 各種JMBカードの場合、WAON（電子マネー）の積算になります。
- ◆ 電子マネーWAONポイントのお受取りには、初回チャージが必要になります。
- ◆ 電子マネーWAONポイントのお受取りまでに、退会されている場合は、電子マネーWAONポイントはお受取りいただけません。
- ◆ お受取りいただく電子マネーWAONポイントにはお受取り期限があり、この期限を過ぎると電子マネーWAONポイントは失効となります。下記の表のとおり、ポイント付与日によりお受取り期限が異なりますのでご注意ください。
※ 詳しくはWAON公式ホームページにてご確認ください。

<dポイントプランについての注意事項>

- ◆ 電気料金（消費税等相当額、再エネ賦課金、郵送サービス料、延滞利息等を除く）のお支払額 100円につき2ポイントを積算します。
- ◆ dポイントの積算はdポイントカード番号（15桁）を保有のお客さまに限りです。

<各N（ナイト）プランについての注意事項>

- ◆ 各Nプランは、当社が需給契約条件に定める夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1 kVA以上であるもの、または、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能であると当社が認めたものに適用いたします。なお、当社は、必要に応じて、各Nプランの適用対象であることを、お客さまに証明していただきます。
- ◆ 需給開始の日以降、お客さまが各Nプランの適用対象でないことが判明した場合は、その期間について、お客さまが既に当社へ支払った金額と基本プランMを適用して算定した金額との差額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- ◆ ご契約以降、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断で、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は需給契約を解約することがあります。その場合、上記に準じて違約金を申し受けます。

裏面も必ずご確認ください

ご契約に関する重要なお知らせ（必ずお読み下さい）

ご使用の開始 （需給開始日）	需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。 ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらかじめ協議させていただきます。 なお、料金は、需給開始日から適用いたします。
契約期間	料金適用開始の日からその日が属する年度の末日までといたします。 （年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます）
契約更新	契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。 なお、契約期間を更新する際は、新たな契約期間をお知らせいたします。
電気供給条件・ 需給契約条件の 変更	当社は、契約期間中であっても、電気供給条件および需給契約条件を変更する場合がございます。その際、当社はお客さまに変更内容をお知らせいたします。 なお、お客さまは変更に興議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。
お支払方法	毎月の電気料金のお支払いは、原則として、お客さまのクレジットカードによりお支払いいただきます。
解約に関する事項	当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や電気供給条件または需給契約条件に反した場合等には、需給契約を解約することができます。 キャンペーン適用でお申込みいただく場合、キャンペーン毎に契約期間や解約に伴う精算金等の特別な条件が付される場合がございます。お客さまは、当社の広告やホームページ等でご確認ください。
信用情報の 第三者提供	お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を当社が他の小売電気事業者へお知らせすることにあらかじめ同意していただきます。
需要場所への 立入りのお願い	一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等は、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合がございます。 また、当社による契約主開閉器の確認や電気の使用用途の確認等のため、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合がございます。
小売電気事業者の 切替にともなう 注意事項	小売電気事業者の切替によりご契約を開始されるお客さまにつきましては、切替前の小売電気事業者との契約を解約することにより、以下のような不利益事項が発生する場合がございますので、あらかじめご確認のうえお申込みください。 ・契約期間中の解約にともなう違約金発生（複数年契約等の場合） ・各社発行ポイントの失効 ・継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア ・過去電力使用量に関する切替前の小売電気事業者への照会不可
その他	電気事業法にもとづき、ご契約締結後、ご契約内容についてお知らせいたします。

《電気料金の算定期間》

- ☐ 算定期間は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款における計量期間等（原則として、前月の計量日※から当月の計量日※の前日までの期間）といたします。
この期間をひと月とし、需給契約ごとに当該料金プランの料金を適用して算定いたします。
※ 計量日は、お客さまによって異なります。
- ☐ ご契約開始やご契約廃止、または、ご契約内容の変更がある場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

《使用電力量の計量方法等》

- ☐ 使用電力量は、原則、スマートメーター（自動検針：現地訪問不要）により計量するものとし、ひと月の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を合計した値といたします。
- ☐ 計量器の故障等により、使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。
- ☐ 一般送配電事業者による検針の結果につきましては、原則として、当社会員サイト『みらいサイト』によりお客さまにお知らせいたします。

《お支払期日・延滞利息》

- ☐ 電気料金の支払義務発生日は、原則、一般送配電事業者による検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。
- ☐ 電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けけます。
ただし、電気料金をクレジットカードにて支払われる場合で、当社の都合により料金が支払期日を経過して立て替えられたときは、延滞利息を申し受けません。

《工事費等》

- ☐ 当社は、お客さまへの電気の供給にともない、当社が託送約款等にもとづく工事費負担金等の支払いを要することとなった場合には、その全額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
 - ☐ 当社は、お客さまの需給開始後の需給契約の消滅または変更によって、当社が託送約款等にもとづく工事費等の精算を要することとなった場合には、需給契約の消滅または変更の日にその工事費等の全額をお客さまに精算していただきます。
- ※ 原則として、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みによりお支払いいただきます。
（お支払いにともなう費用は、お客さまのご負担といたします）

《その他費用》

- ☐ 電気工作物の改変等によって電気を不正に使用した場合は、お客さまから違約金を申し受ける場合がございます。
- ☐ お客さまが故意または過失によりその需要場所内の電気工作物等を損傷・亡失したことで、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、お客さまにその賠償に要する金額をお支払いいただきます。

《その他》

- ☐ お客さまへ供給する電圧は100Vまたは200Vとし、周波数は50Hzといたします。
- ☐ 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。
- ☐ 一般送配電事業者による供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の使用を制限もしくは中止していただく場合がございます。
- ☐ 当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合や一般送配電事業者による接続供給の停止または電気の使用を制限した場合等は、お客さまの受けた損害についての賠償等の責めを負いません。（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除きます）

《託送約款等の遵守事項》

- 電気の供給地点は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備の接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。
なお、引込線や計量器等の施設場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- 電気のご使用にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等にご協力していただきます。
- 需要場所の負荷の力率は、原則として、90%以上に保持していただきます。
- お客さまが、引込線や計量器等の異状または故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。
なお、一般送配電事業者から委託を受けたものが、ご家庭等にお伺いし、電気設備の調査・点検を行っていますので、その際はご協力をお願いいたします。
- 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合等により他のお客さまの電気の使用を妨害するおそれがある場合や一般送配電事業者または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすおそれがある場合等には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。
- お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等には、一般送配電事業者により電気の供給を停止することがございます。
なお、その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。
- その他、託送約款等に定める需要者に関する事項を遵守していただきます。

電気事業法にもとづき当社の供給条件等について、ご説明いたします。



《お問い合わせ先》

【受付時間】

月曜日～金曜日（休日を除く）の9時～17時

※ 停電時の一般送配電事業者の連絡先は、左記時間外でも、電話（自動音声案内）または当社HPにてご確認くださいませ。

- ご契約の開始やご契約廃止、ご契約内容の変更、その他お申込みは、当社HP・電話等にて承っております。
- 契約期間満了前に需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめ当社にお申込みいただきます。
- 当社HPはこちら：<https://www.q-mirai.co.jp>

小売電気事業者登録番号 A0193

九電みらいエナジー株式会社

住所：福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号
KMGビル

TEL：0120-0910-17

● 電気料金の算定方法



（注1）火力燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。
毎月変動しますので、当社HPもしくは「電気料金請求書兼ご使用量のお知らせ（有料）」でご確認ください。

（注2）再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買取ることが義務付けられました。
再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

（注3）お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、検針の結果等を紙面により郵送する場合がございます。
この場合、郵送サービス料金（税込110円/1契約）を電気料金とあわせてお支払いいただきます。

（注4）ひと月のご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。

《特定商取引法（通信販売）に基づく表記について》 （役務提供事業者について）

- | | |
|-----------|--|
| 1 事業者名 | 九電みらいエナジー株式会社 |
| 2 代表者 | 代表取締役社長 水町 豊 |
| 3 本社所在地 | 〒810-0022
福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル |
| 4 お問い合わせ先 | 営業本部 電話番号：0120-0910-17 |

（役務の提供について）

- | | |
|---------|---|
| 1 役務の対価 | 料金プランごとに設定。電気料金単価・燃料費調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の詳細については、当社HPを参照ください。 |
| 2 支払方法 | 原則、クレジットカード払い |
| 3 支払期日 | 原則、毎月の検針日の翌日から起算して30日目の日 |
| 4 提供時期 | お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 |
| 5 提供地域 | 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以南）
※ただし、上記地域であってもお住まいの地域や建物によっては、販売対象外となる場合がございます。 |
| 6 その他 | ○ ご契約の開始またはご契約の変更に伴い、配電設備の工事等が必要な場合は、電気供給条件および需給契約条件にもとづき工事費等をご負担いただく場合がございます。
○ 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。
○ あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合や一般送配電事業者による接続供給の停止または電気の使用を制限した場合は、お客さまの受けた損害についての賠償等の責めを負いません。（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除きます）
○ 電気の性質上、返品はできません。
○ その他、上記に記載のない事項については、電気供給条件および需給契約条件を参照ください。 |